

新たに就農を目指す方を支援します

～新規後継者・新規就農者に就農支援助成金を交付～

新たな農業の担い手を育成し、地域農業の振興を図るため、平成23年度から「富士見町新規就農者支援補助金交付要綱」の規定により、予算の範囲内で新規に就農を目指す、農家後継者と新規参入者の研修・独立に補助金を交付します。



申請の方法

産業課備え付けの申請書を提出していただき、審査により交付可否を決定します。詳しくは産業課営農推進係までお問い合わせ下さい。

事業の種類、対象者、補助額

事業の種類	補助対象者	補助額	交付条件
新規後継者 支援事業	次の各号のいずれにも該当する方 (1)新規農業後継者で平成25年3月31日までに就農した方 (2)年齢が50歳未満の方 (3)町内に住所がある方 (4)就農の家族同意がある方 (5)事業終了後、5年以上、町内で営農を継続する方 (6)町税等の滞納がない方	1世帯月額40,000円以内。補助金支給は年1回(事業期間の終了月)とする。	交付期間は就農日から起算して1年以内。ただし、他の助成等を受けている場合は、その期間を除く。また、農家、農業生産法人で雇用されている場合は、その期間を除く。
新規就農者 支援事業	次の各号のいずれにも該当する方 (1)認定就農者で平成25年3月31日までに認定を受けた方 (2)長野県新規就農里親支援事業の研修実施承認を受けた方 (3)町指定の実務研修を終了した方 (4)年齢が50歳未満の方 (5)町内に住所がある方 (6)就農の家族同意がある方 (7)事業終了後、5年以上、町内で営農を継続する方 (8)町税等の滞納がない方	1世帯月額40,000円以内。補助金支給は年1回(事業期間の終了月)とする。	交付期間は就農計画認定日から起算して3年以内。ただし、他の助成等を受けている場合は、その期間を除く。また、農家、農業生産法人で雇用されている場合は、その期間を除く。

問 産業課 営農推進係 ☎62-9328

東日本大震災に係る義援金について

～友好都市「ニュージーランド・リッチモンド」より
義援金をお預かりし、寄付いたしました～

先日、人材育成派遣事業として友好都市「リッチモンド」に中学生10名の受入れをしていただきました。その際、東日本大震災被災者の助けにと、リッチモンドの方々から集まった義援金30万円をお預かりいたしました。(先のクライストチャート地震につきまして、町民、富士見中学校の方々から募集いたしました義援金を人材育成派遣事業団長よりタスマン地区リッチモンド市長へお渡しした経過がございます)

町ではリッチモンドの思いを受け、地震被災者のために有益に役立てていただこうと考え、日本赤十字社を通じ寄付いたしました。